

参議院改革協議会

協議員一覧（10名）

座長	平田 健二（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	池口 修次（民主）	谷川 秀善（自民）	荒井 広幸（改ク）
	工藤 堅太郎（民主）	木庭 健太郎（公明）	
	羽田 雄一郎（民主）	小池 晃（共産）	（21. 4. 10 現在）

専門委員（選挙制度）一覧（9名）

委員長	工藤 堅太郎（民主）	泉 信也（自民）	井上 哲士（共産）
	池口 修次（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	羽田 雄一郎（民主）	魚住 裕一郎（公明）	大江 康弘（改ク）
			（21. 3. 11 現在）

（1）検討の経緯

参議院改革協議会（平田健二座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、専門委員会（選挙制度）が設置された。

第171回国会において、本協議会は2回の調査検討を行った。

まず、4月10日に協議会（第5回）を開き、清水谷議員宿舎の整備の経緯について事務局から説明を聴取した後、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

次に、5月27日に協議会（第6回）を開き、前回に引き続き、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

専門委員会（選挙制度）（工藤堅太郎専門委員長）は2回の調査検討を行った。

まず、3月11日に専門委員会（第2回）を開き、これまでの経緯について事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った。

次に、7月1日に専門委員会（第3回）を開き、各会派における検討状況について報告した後、意見交換を行った。

（2）協議会経過

○平成21年4月10日（金）（第5回）

- ・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成21年5月27日（水）（第6回）

- ・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

専門委員会（選挙制度）

○平成21年3月11日（水）（第2回）

- ・参議院選挙制度改革のこれまでの経緯について事務局から説明を聴取した。
- ・今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成21年7月1日（水）（第3回）

- ・各会派における検討状況について報告があった後、協議を行った。

（3）参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。